

議案第 31 号

北九州市教育委員会事務専決規程の一部改正について

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 26 年 12 月 12 日提出

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

提案理由 地方公務員法の一部改正に基づき、本市では、配偶者同行休業制度を導入するため、北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例を制定し、平成 27 年 1 月 1 日から施行することとしている。については、同制度の導入に当たり必要事項を定めるため、この訓令案を提出する。

北九州市教育委員会事務専決規程の一部改正について (配偶者同行休業制度の新設に伴う関係規程の改正)

1 改正理由

地方公務員法の一部改正に基づき、本市では、配偶者同行休業制度を導入するため、北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年北九州市条例第 号)を制定し、平成27年1月1日から施行することとしている。

については、同制度の導入に当たり必要な事項を定めるため、関係規程を改めるもの。

2 一部改正を行う規則及び改正内容

○北九州市教育委員会事務専決規程(昭和44年7月28日北九州市教育委員会訓令第3号)の一部改正

専決区分に「配偶者同行休業の承認」を設けるもの。学校以外の職員は総務課長、学校職員は教職員課長が承認する。

3 施行期日

平成27年1月1日

北九州市教育委員会訓令第 号

庁中一般

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 月 日

北九州市教育委員会
委員長 古城 和子

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令
北九州市教育委員会事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表自己啓発等休業の承認の項の次に次のように加える。

配偶者同行休業 の承認						〔総務課長〕 学校職員以外の職員 〔教職員課長〕 学校職員	
----------------	--	--	--	--	--	--	--

付 則

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

新							旧								
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）								
専決区分 専決事項	教 育 長	局長 (特定)	部長		課長		備考	専決区分 専決事項	教 育 長	局長 (特定)	部長		課長		備考
			部長 (共 通)	部長 (特定)	課長 (共 通)	課長 (特定)					部長 (共 通)	部長 (特定)	課長 (共 通)	課長 (特定)	
略							略								
自己啓発等休 業の承認	略						自己啓発等休 業の承認	略							
配偶者同行休 業の承認						[総務課長] 学校職員以外の職員 [教職員課長] 学校職員	略								
略							略								